

信託手に関する件

八

- 一、信号手の出張時分を支給せられたし。
理由・従来非乗務者の勤務時間はその時間なるし信号手は同じ非常務であるに出勤退所の場合勤務以外の所持品運搬の出発時を加ふる時は十時同半乃至十一時同なるに付き準備給のむらゆつて二十分を支給されたし。
- 二、信号手昇給期間を乗務者と同一にされたし。
- 三、雨合羽を即時改正されたし。
理由・大正十五年度迄では「ダブル」なるも昭和二年度より「シングル」にされたるも雨天の際は雨漕取替の爲め業務上非常に困難なるを以て、以前の「ダブル」に改善せられたし。
- 一、少年車掌に関する件
- イ、少年車掌組合加入の自由を認められたし。
理由・少年車掌を組合に加入を禁禁するが如きは時代錯誤も甚だしきものにして、少年車掌の組合加入は自由なることにされたし。
- ロ、少年車掌に出入庫時分を支給されたし。

理由・当局に於ては少年なるが故に、少年車掌に於ては其の固定給俸に於て一般車掌運転手と俸俸に対する非常の差違を設け居り、然し少年車掌と虽もその担当車掌運転手と扱方して仕事をなしたる場合は当然少年車掌にもその時間給俸をなすべきが至当であるに出入庫に際して少年車掌に限り出入庫時分給俸せざる如きは不合理に付き即時少年車掌に對して出入庫時分を支給せられたし。

ハ、少年車掌勤務に對し一般従業員と同様取扱はれたし。

理由・少年なるが故に勤務制度に對して別個取扱ふが如きは不合理に付き今後は少年車掌の交替勤務は一般従業員と同様取扱はれたし。

一、健康保険組合給付規定改正に関する件

- イ、公傷者の転地療養の場合宿料以外に食費を支給されたし。
- ロ、町医選任の自由と診療費全額負担されたし。
- ハ、公傷者の履置料は電報局で即時支拂はれたし。
理由・従来当局が各出張所に事故金としてありしを現在之れを廃さる、は